

3 次代につながる力強い産地づくり

本県は、変化に富んだ自然条件や大消費地に近い有利な立地条件を活かし、ぶどう、もも、すももなど日本一の生産量を誇る果樹を中心に、水稲、野菜、花き、畜産等の特色ある産地を形成しています。

このような本県農業を成長産業として持続的に発展させていくためには、農業を支える多様な担い手の育成や、地域の状況と作物の特性に合った栽培技術、優良品種の開発普及などと併せ、規模拡大や作業の効率化、生産コストの低減につながる基盤整備に取り組み、競争力のある産地づくりを推進することが重要です。

特に、本県農業の主力である果樹産地では、ほ場整備や担い手への農地集積を進め、栽培面積の維持拡大を図る必要があります。また、全国第1位を生産量を誇るワインについては、他県産の原料で生産されるワインの評価が高まっており、本県の原料用ぶどうの更なる高品質化が求められています。

このため、本県の基幹品目である果樹の生産基盤の再生による産地強化を図るとともに、ワイン産地の育成や水稲、野菜、花き、畜産等の特色ある産地づくり、生産技術の確立と普及等、次代につながる力強い産地づくりを進めます。

【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
果樹園の整備率	%	26	30	38
農業生産額	億円	897	909	1,000
うち果実生産額	億円	492	505	560
うち野菜生産額	億円	106	113	120
うち畜産生産額	億円	134	132	140

(1) 果樹産地の強化

本県の果樹産地の多くは中山間地域に立地し、小規模なほ場が分散しているなど不利な条件下でも、農家の高い生産技術に支えられた集約的な栽培が行われ、全国に誇るもも、ぶどう等の産地を形成してきました。

しかし、本県の果樹産地の競争力を強化していくには、作業の効率化や省力化、品目別のほ場の団地化、さらに、より高品質な果実生産が可能な経営基盤再生の取組が必要です。

このため、効率的な生産が可能となる果樹園の整備や担い手への農地集積を図るとともに、産地の戦略に基づく優良品目、品種への改植等を推進します。

① 果樹生産基盤の再生

- 果樹園の基盤整備を促進し、担い手への農地の集積や品目別の団地化を進めるため、農務事務所のプロジェクトチームによる各地区でのワークショップの開催や意向調査等を通じて、果樹生産地域の将来像を提示しながら、再生整備計画の策定を推進します。
- 果樹園の基盤整備に伴う既存果樹の伐採、ぶどう棚等の施設撤去、改植用大苗の育苗、畑かん施設の再設等、農家負担の軽減策を講ずるとともに、果樹園の団地化へ向けた基盤整備を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 果樹生産基盤再生整備計画の策定支援	→ 80 ha	→ 80 ha	→ 100 ha	→ 100 ha	関連する数値目標 ・果樹園の整備率
○ 果樹園の基盤整備	→ 実施	→	→	→	

② 果樹経営支援対策の推進

- 果樹産地の競争力を強化するため、産地自らが策定した「果樹産地構造改革計画」の実現に向け、国の支援対策を活用した小規模基盤整備や優良品種への改植等を推進します。
- 品質保持に必要な予冷・保冷施設や、高品質化に必要な光センサー選果機等、高度で効率的な集出荷施設の整備を支援します。
- 意欲ある果樹農家の経営規模拡大を推進するため、樹園地等を借り受けて省力化技術等を導入する際の借地代や苗木の育成費等を支援します。
- 農作業が集中する時期の補完労働力を確保するため、農作業を受託するJAの農地活用サポートセンターの設置、定着を支援するとともに、ぶどう栽培等の補完労働力として地域住民から都市住民までが参加できる仕組みを構築します。
- ぶどう等施設栽培の収益性の向上を図るため、燃料費の低減に向けた省エネ技術の導入指導や、温度管理、LED等を活用した光管理、有機質の施用等による安定生産技術の開発と普及を図ります。
- 果樹経営の安定を図る上で課題となる気象災害等に備え、農業共済組合と連携し、農業者等への農業共済制度の周知等を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 小規模基盤整備、優良品種への改植等の推進	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 光センサー選果機等の整備支援	→ 随時	→	→	→	
○ 新たに規模拡大に取り組む農家への支援	→ 25戸	→ 25戸	→ 支援	→	
○ 農地活用サポートセンターの設置、支援	→ 1団体	→ 支援	→	→	
○ 施設栽培における安定生産技術の開発・普及	→ 推進	→	→	→	
○ 農業共済制度の周知等	→ 随時	→	→	→	

(2) ワイン産地の育成

本県は、ワイン生産量で全国第1位を誇ってきていますが、安価で高品質な輸入ワインの増加や国内他産地との競争の激化により、県内ワインメーカーや原料栽培農家を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

一方、本県固有の甲州種を原料としたワインは、和食にあうワインとして国内外で脚光を浴び、ヨーロッパに向けた輸出も始まっています。今後も本県がワイン産地として維持、発展していくには、醸造用原料ぶどうの安定生産と高品質化を図ることが必要です。

このため、本県に適した優良な品種や系統の選抜、栽培技術の確立、さらに産地化に向けたワインメーカーと栽培農家の一体的な取組を推進します。

① 優良品種・系統の選抜

- 本県固有の品種である甲州種や主要な欧州系品種について、国内外から優良な系統の導入を進め、ウイルスフリー化と併せた保存管理や特性調査の実施等により、本県に適する優良品種、系統の選抜を図ります。
- ワイン酒造組合等関係者による検討会を定期的に行い、導入系統の迅速な選抜や普及を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 甲州種の優良系統(5系統)の現地選抜試験	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 欧州系優良品種・系統(5品種12系統)の現地選抜試験	→ 実施	→	→	→	
○ ワイン産地確立推進検討会の開催	→ 3回	→ 3回	→ 3回	→ 3回	

② 栽培技術の確立と指導体制の充実

- 醸造用原料ぶどうの高品質化を図るため、台木や仕立て法等の栽培技術の確立に向けて試験研究を進めます。
- フランスで栽培研修を受けた職員などによる直接指導等、原料用ぶどう栽培の研究、指導の充実を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 現地ほ場における台木、せん定方法等の試験	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 栽培エキスパートの育成と指導	→ フランス長期研修1人	→ 指導の実施	→	→	

③ 醸造用原料ぶどう栽培の拡大

- ワインメーカーと農家との契約栽培の拡大に向けて、耕作放棄地を活用したぶどう園の整備や優良な品種、系統の導入等を推進します。
- 醸造用原料ぶどうの栽培を拡大するため、ワインメーカー等の要望に対応できるほ場整備や農地のあっせん等を進めます。
- 醸造用甲州種の維持、拡大を図るため、都市住民や退職者等がJAや農家と一体となって栽培に携われる仕組みづくりを支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 醸造用ぶどうの契約栽培による新植支援	→ 2.5ha	→ 2.5ha	→ 支援	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ ワインメーカー等への農地のあっせんや基盤整備等の支援	→ 支援	→	→	→	
○ 甲州ぶどう栽培クラブの設置・運営支援	→ 2件	→ 4件	→ 4件	→ 2件	

(3) 競争力のある産地づくりを目指した基盤整備の推進

本県の水稲、野菜、花き、畜産等、特色ある産地を維持、発展させていくには、担い手が将来展望を描けるよう、地域のニーズを踏まえた生産基盤の整備を計画的かつ総合的に展開していく必要があります。

このため、農作物の省力、低コスト生産や効率的な集出荷に資するほ場整備等の基盤整備を推進し、競争力ある産地づくりを目指します。

① 農業生産基盤の整備推進

- 農作物の生産振興や農業経営の安定を図るため、多様な営農形態に応じたほ場整備、農業用排水施設や農道等の生産基盤の整備を推進します。
- 農産物輸送の合理化や沿線農地の利便性向上、集落間のアクセス向上など、効率的な農業経営に資する基幹農道の整備を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 農地の総合的な整備	→ 22地区	→ 21地区	→ 整備	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 基幹農道の整備	→ 13地区	→ 11地区	→ 整備	→	

(4) 特色ある産地づくりの推進

本県では、恵まれた立地や気象条件を活かし、水稻、野菜、花き、畜産等が各地域で展開されています。また、その地域の自然や文化、歴史等を背景に生産量は少ないものの特産品として優れた農産物も数多くあるとともに、各地の河川や湖沼では特色のある水産業が営まれています。

こうした特色ある産地づくりに向けて、各作物の特性や産地の条件に合った生産技術、省力低コスト技術の導入、優良品種や系統の生産振興、販路の拡大等、総合的な取組を推進します。

また、農家経営の安定を図る上で課題となる気象災害に備え、農業者等への農業共済制度の周知等を図ります。

① 水稻

- 米穀の需給及び価格の安定を図るため、戸別所得補償制度を活用し、主食用米の生産調整に取りくむとともに、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物による水田フル活用を推進し、畑地も含めて、麦、大豆、そば等の産地づくりを進めます。
- 近年の気象変動に対応して、平坦地から高冷地まで地域に適した水稻品種の導入を推進し、食味に優れ高品質な米づくりを進めます。
- 日本酒メーカーと連携して、酒造りに適した米の生産拡大や安定取引を支援します。
- 消費者の健康志向の高まり等の多様なニーズに対応し、紫黒米や米粉用米、飼料用米等の生産拡大を推進します。
- 直播き栽培や疎植栽培技術等を確立し、その普及を図るとともに、高性能農業機械の導入等を支援し、水田農業の低コスト化を推進します。
- 水田を中心とした地域農業の担い手としての法人を育成するとともに、法人への農地集積等を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 主食用米生産数量目標の達成	→ 100%	→ 100%	→ 100%	→ 100%	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 酒造好適米の作付面積	→ 18ha	→ 22ha	→ 28ha	→ 30ha	
○ 紫黒米等の作付面積	→ 25ha	→ 26ha	→ 27ha	→ 28ha	
○ 低コスト化に向けた技術、機械等の導入支援	→ 支援	→	→	→	
○ 水田フル活用に取り組む法人の育成	→ 1法人	→ 1法人	→ 1法人	→ 1法人	

② 野菜

- 特色ある野菜産地を維持、発展させるため、産地が策定した「産地強化計画」の実現に向けた施設、機械の導入や契約取引等を推進します。
- 野菜指定産地において市場価格の著しい低落が生じた場合に、野菜農家に交付する価格差補給金の資金造成を支援します。
- 直売所向け野菜産地の育成に向けて、地域特性を活かせる新品目の導入や生産組織の育成を支援するとともに、特産野菜を活用した加工品の開発を推進します。
- 産地と流通業者等の連携を促進し、標高差を利用したリレー出荷体制等の長期出荷体制を構築します。
- 普及センターを中心に試験研究機関、市町村、農協等が連携し、高度、先進技術の導入、定着を図ります。
- 新しい品種等の情報提供を積極的に行い、品種更新や新たな作物の導入を進めるとともに、野菜の日キャンペーン等を通じ、消費拡大を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 特色ある産地づくりに向けた施設・機械等の導入支援	→ 随時	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 価格差補給金の資金造成支援	→ 9品目	→ 9品目	→ 9品目	→ 9品目	
○ 地域特性を活かした生産振興と加工品開発支援	→ 随時	→	→	→	
○ 連携促進と長期出荷体制の整備のための打合せの開催	→ 随時	→	→	→	
○ 高度・先進技術の導入・定着	→ 随時	→	→	→	
○ 品種更新や新作物導入に向けた情報提供	→ 随時	→	→	→	

③ 花き

- 特色ある花き産地の育成を図るため、ミニコショウラン、ピラミッドアジサイ、クランベリー等、市場性の高いオリジナル花きの開発を進めます。
- 県育成品種の早期産地化を図るため、種苗の増殖、供給を推進するとともに、生産者団体におけるオリジナル資材の開発や一体的なPR活動等の取組を支援します。
- 燃油や電気の使用量低減に向けた省エネ技術や、温度管理の自動化装置、低コスト耐候性ハウス等の導入により、花き生産の省力化、低コスト化を推進します。
- 県産花きの販路開拓を進めるとともに、流通、販売段階の情報を生産に活かせるようにするため、生産者の花き展示商談会への出展を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ オリジナル花きの開発・種苗供給	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ ミニコチョウランオリジナル品種のプロモーション	→ 2回	→ 支援	→	→	
○ 省力化、低コスト化に向けた施設、機械等の導入支援	→ 支援	→	→	→	
○ 花き商談会出展による販路開拓への支援	→ 1回	→ 1回	→ 支援	→	

④ 畜産

- 高品質和牛である甲州牛の生産基盤の強化を図るため、県内の優良繁殖雌牛や県外から新たに導入した優良繁殖雌牛を活用した受精卵供給体制を整備するとともに、県立八ヶ岳牧場における優良肉用子牛の供給体制を活用し、県内産肥育もと牛に由来する甲州牛の増産を推進します。
- アイオワ州から導入した優良種豚による新たな系統豚の開発を推進するとともに、飲食店や流通、販売業者と連携した生産拡大を促進し、新県産豚肉ブランドの確立を図ります。
- 高級肉用鶏である甲州地どりの系統を引継ぎ、ブロイラーより肉質の良い「甲州頬落鶏」について、飼育期間が短くコストがかからない特徴を活かし、飼育農家を増やすとともに、甲州ワインに合う等の特徴をアピールして消費拡大につなげ、生産拡大を図ります。
- 乳質が高く乳量が多い乳牛を確保するための受精卵供給等を推進するとともに、牛乳、乳製品の地域ブランド確立へ向けた取組を促進します。
- 飼料自給率の向上を図るため、牧草等の優良品種の導入、耕作放棄地放牧活用後の牧草地としての利用、飼料用稲の生産拡大、県内産稲わらの飼料利用、牧草地や飼料畑の整備、機械化による収穫作業の効率化、作業受託組織の育成を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 甲州牛等の増産体制の整備	→ 体制整備	→ 支援	→	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 新銘柄豚の開発・普及	→ 開発	→ 種豚供給	→ 支援	→	
○ 甲州頬落鶏の雛供給、技術支援	→ 供給、支援	→	→	→	
○ 乳牛の能力向上のための優良受精卵の供給	→ 30個	→ 30個	→ 30個	→ 30個	
○ 牧草の新品種、飼料作物の優良品種の育成のための展示ほ設置	→ 2箇所	→ 2箇所	→ 2箇所	→ 2箇所	

⑤ 水産

- 内水面漁業の振興を図るため、アユ、ニジマス、コイ等の養殖用、放流用の種苗の生産供給、天然魚の生息場所の復元技術や淡水魚の増養殖技術の開発を進めます。
- クニマスの保護を図りながら、地域振興や内水面漁業の資源としての活用を検討するため、生息実態調査を行い、増養殖技術の開発を進めます。
- 養殖業の振興を図るため、淡水魚の飼育方法の改良やバイオテク等を利用した付加価値付与技術の開発を推進し、ブランド価値向上を支援します。
- カワウによる放流稚魚等の食害の軽減を図るため、飛来状況調査や食害防止対策を行うとともに、効果的な繁殖抑制や駆除技術の研究開発を推進します。
- バス類の密放流防止等、水産資源の適正な保全と利用に関する知識の啓発、普及を図り、漁場の適正管理を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 健全な種苗の生産供給	→ アユ:180万尾	→ アユ:180万尾	→ アユ:180万尾	→ アユ:180万尾	
○ クニマスの生態把握と増殖技術の検討	→ 実施	→	→	→	
○ 淡水魚のブランド価値向上のための技術開発、支援	→ 開発、支援	→	→	→	
○ カワウ営巣地の管理と繁殖抑制対策の実施	→ 1300--全巢	→ 1300--全巢	→ 1300--全巢	→ 1300--全巢	
○ 漁場監視員講習会等の開催	→ 4回	→ 4回	→ 4回	→ 4回	

⑥ 地域特産物

- 茶産地の維持、発展を図るため、栽培技術の改善や品質向上、県産ブランドである「甲斐のみどり」の販路拡大等の取組を支援します。
- あげぼの大豆、大塚にんじん、やはたいも等、本県固有の地域特産物の産地を維持発展させるため、生産技術の継承や付加価値を高める加工品の開発等を促進します。
- 地域に埋もれている加工品の掘り起こしや郷土食の復活を図るため、在来品種に関する情報提供や栽培指導等を行います。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 県産茶「甲斐のみどり」の販路拡大支援	→ 販売促進資材等への支援	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産額
○ 地域特産物の生産継承支援	→ 支援	→	→	→	
○ 在来品種の栽培指導	→ 支援	→	→	→	

(5) 産地の競争力強化に向けた技術の開発と普及

力強い産地づくりの実現には、高品質な農産物を安定供給する栽培技術や経営安定につながる省力、低コスト化技術の開発、生理障害や病害虫等生産を阻害する要因への対策技術の開発が必要です。

このため、総合農業技術センター、果樹試験場、畜産試験場、酪農試験場、水産技術センターにおいて、産地の課題を的確に把握し、新たな技術の開発を推進するとともに、横断的に研究開発を行う課題については、総合理工学研究機構と連携して、試験研究に取り組みます。また、これら技術の普及に当たっては、より地域に密着した普及指導を推進します。

① 高品質・安定生産技術等の確立

- 生食用ぶどう等、果樹、野菜、花きのオリジナル品種の育成と栽培技術の開発、豚、鶏の改良増殖や優良な種豚、種鶏、ヒナの供給等、高品質生産技術の確立を図ります。
- 果樹、野菜、水稻、花き等の生育調整剤の利用や省力的な品目の導入、省力化、単純化が可能な栽培技術の確立、本県の気候に適した牧草や飼料作物の選定、未利用資源を用いた飼料給与体系の確立等、省力、低コスト化技術の確立を図ります。
- 的確な病害虫対策、生理障害の発生抑制技術の確立、果実の収穫カラーチャートの開発、家畜や養殖魚の飼養管理と生産性阻害要因の防止技術の開発等、安定生産技術の確立を図ります。
- 環境負荷の少ない栽培技術や土壌の理化学性の解明に基づいた効果的な施肥技術等、環境保全型農業に関する技術の開発、免疫力を活性化させる飼料や本県の気候に合った放牧技術の確立等、環境にやさしい生産技術の確立を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 高品質生産技術の確立	→ 22課題	→ 実施	→	→	
○ 省力・低コスト化技術の確立	→ 6課題	→ 実施	→	→	
○ 安定生産技術の確立	→ 25課題	→ 実施	→	→	
○ 環境にやさしい生産技術の確立	→ 8課題	→ 実施	→	→	

② 産学官の連携による技術開発の推進

- 県内の大学や農業団体、企業等との連携により、現場に反映できる基礎的研究について検討するとともに、県産農産物の新たな加工方法やレシピ等の開発を促進し、特徴ある農産物の開発や科学的な根拠に基づく消費拡大のPRに繋がります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 大学等と試験研究機関、農業団体との連携推進	→ 随時	→	→	→	

③ 研究成果や技術情報等の迅速な普及

- 産地の競争力を高めるため、試験研究で開発されたオリジナル品種をはじめ、高品質多収技術、省力、低コスト化技術、畜産の飼養管理技術等について、現地実証ほの設置や調査活動等を通じて、産地への迅速な普及を図ります。
- 各地域における農作物の生育状況や病害虫の発生状況等の現地情報を的確に把握するとともに、試験研究機関と連携し必要な生産技術や防除情報を農家に迅速に提供します。また、情報提供の手法については、ICT(情報通信技術)等を活用した的確、迅速な情報提供と効率的な普及の方法を検討します。
- JAの営農指導員が現地指導を行う上での新技術の習得や技術の向上、各種情報の共有化等を図ることができるよう、普及センターとJAとの連携を強化し、現場の課題に即応できる普及活動を展開します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 試験研究機関で開発された新技術等の迅速な普及	→ 実証ほの設置、調査活動、研修会の開催等による技術の普及	→	→	→	
○ 生産技術、防除情報等の迅速な提供	→ 情報提供	→	→	→	
○ ICTを利用した情報提供体制の検討	→ 活用検討	→ 情報提供試行	→	→	



4 消費者から信頼される安全で優れたものづくり

消費者の食の安全・安心に対する関心が一段と高まる中で、消費者から信頼される農産物の生産が一層求められています。

また、地球温暖化等の環境問題への関心が一層の高まりをみせており、農業生産においても、農業が持つ自然循環機能の活用や環境保全を重視した生産方式の導入等の取組が必要となっています。

このため、有機農業や化学肥料、化学合成農薬の低減等をはじめとする環境にやさしい農業生産方式の導入を推進します。また、本県産農産物の安全・安心を確保する各種取組を強化するとともに、食育の推進等により、消費者から信頼される安全で優れたものづくりを進めます。

【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
エコファーマー認定者数	人	6,615	7,414	7,800
GAP(農業生産工程管理)※1の導入産地数	産地	—	8	24
環境保全型農業直接支払取組面積	ha	—	—	180
有機農業に取り組む農家数	戸	—	95	115

※1 GAP(農業生産工程管理):農業生産者自らが食品の安全確保、品質の改善、環境保全等様々な目的を達成するために実践する農作業工程等の点検、評価の手法。
(Good Agricultural Practiceの略称)

(1) 環境にやさしい生産方式への転換

農業・農村が持続的に発展していくためには、農業が本来持っている自然循環機能を活かした農業生産活動等を行うことにより、環境への負荷をより一層軽減することが必要です。

このため、化学肥料や化学合成農薬を低減する栽培や有機農業の導入、有機性資源の利活用を推進します。

① 化学肥料、化学合成農薬を低減する栽培の推進

- 化学合成農薬の低減に向けて、総合農業技術センターや果樹試験場において、天敵、フェロモン剤、生物農薬等の研究実証を進めます。
- 化学肥料、化学合成農薬の5割以上低減(果樹では化学合成農薬3割以上)を目標とした実証ほを設置し、生産現場における低減技術の研究、開発を推進します。
- 化学肥料、化学合成農薬の低減栽培に向けた技術の普及を推進するとともに、「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」※1の認証品目の拡大や集団的な取組を促進します。
- 持続性の高い農業生産方式の導入に取り組むエコファーマーの認定を推進します。

- 環境保全型農業直接支払制度により、環境負荷低減に向けた取組を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 化学肥料・化学農薬低減のモニタリング調査の実施	→ 270件	→ 270件	→ 270件	→ 270件	関連する数値目標 ・エコファーマー認定者数 ・環境保全型農業直接支払取組面積
○ 生産現場における低減技術の確立導入のための実証ほの設置	→ 4箇所	→ 4箇所	→ 4箇所	→ 4箇所	
○ 持続性の高い農業生産方式の導入計画策定支援	→ 随時	→	→	→	
○ 環境保全型農業直接支払制度の取組拡大に向けた啓発、指導	→ 実施	→	→	→	

※1 甲斐のこだわり環境農産物認証制度:化学肥料や化学合成農薬を3割以上低減して生産された農産物を認証する本県独自の制度

② 有機の郷づくりの推進

- 本県の優れた自然条件を活かして、県内全域の農家が環境にやさしい農業に取り組み、こうした農業が県民や消費者に支持される「有機の郷づくり」を推進します。
- 有機農業※1に多くの農業者が取り組めるよう、総合農業技術センターにおいて病害虫に強い品種の選定や生物農薬、被覆資材、作型等の有機栽培技術の研究実証を進めます。
- 有機農業経営の確立に向け、有機農業講座の開催や先進事例の紹介等を行うとともに、面的な整備を行ったほ場での堆肥等による土づくりを図り、環境に配慮した農業を促進します。
- 有機農業の実践者や市町村、農業団体等で構成する県有機農業推進協議会を中心に、有機農業の推進方策の検討を行い、普及啓発等の施策の展開を推進します。
- 県内で有機農業に取り組む農業者で構成する団体が行う販路拡大の取組や消費者向けの理解促進活動等を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 有機栽培技術の研究・実証	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・有機農業に取り組む農家数
○ 有機農業栽培事例調査の実施	→ 事例調査	→ 普及・定着	→	→	
○ 有機農業取組農家への技術支援	→ 随時	→	→	→	
○ 有機農業取組団体の啓発活動への支援	→ 随時	→	→	→	

※1 有機農業:化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

③ 有機性資源の利活用の推進

- 家畜ふん尿の有効利用を推進するため、耕種農家と畜産農家との連携による高品質な堆肥の生産・流通体制の整備等を促進します。
- 果樹のせん定枝等の未利用資源の利用法や生ゴミ等の堆肥化、有機物の施用技術等の研究を進め、資源の利活用を図ります。
- 畜産分野でのエコフィードを推進するため、ブドウ粕や竹の粉末、パンくず等を活用した飼料給与実証試験を実施するとともに、試験成果の研修会等を開催し、生産現場への普及と技術確立を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 畜産農家への高品質堆肥生産指導	→ 随時	→	→	→	
○ 未利用資源の活用促進	→ 随時	→	→	→	
○ エコフィード技術の確立	→ 推進	→	→	→	

(2) 安全・安心な農産物の生産・供給

食の安全・安心に対する消費者の信頼を確保するには、生産資材の適正な使用とともに、消費者が求める情報を正確かつ迅速に提供することが必要です。

このため、生産段階においてGAP(農業生産工程管理)の導入を段階的に図るとともに、農薬、肥料、飼料の適正な使用や生産情報の一層の開示等を推進します。

① GAP等の導入推進

- GAPの導入を推進するため、県下での導入手法の検討や検証を行うGAP導入推進会議を開催するとともに、地域単位で核となるリーダーの育成や推進チームによる普及・指導を行います。
- GAP手法の普及に向けて、農業者や農業団体等への理解促進を図り、導入をめざす産地での実践に向けた取組を進めるとともに、導入産地における生産情報の積極的な開示を促進します。
- 地域や実施主体の実情に応じたGAPの基礎的な事項を導入する「本県用GAP(通称:Y-GAP)」から、国のガイドライン※1に定めるGAPまで、段階的な導入指導を進めます。
- 畜産の生産工程での疾病予防や生産物の安全性の確保を図るため、畜産農家や畜産加工施設におけるHACCP(危害分析重要管理点)※2手法の導入を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 研修会等によるGAP推進リーダーの育成	→ 2回	→ 2回	→ 2回	→ 支援	関連する数値目標 ・GAPの導入産地数
○ 産地に応じたGAPの導入推進	→ 4地区	→ 4地区	→ 4地区	→ 支援	
○ GAP導入産地の情報の消費者等への提供	→ 随時	→	→	→	
○ HACCPの導入指導	→ 随時	→	→	→	

※1 国のガイドライン:「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」、農林水産省生産局、平成22年4月制定(平成23年8月改定)

※2 HACCP(危害分析重要管理点):食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因を分析し、それを最も効率よく管理できる部分を連続的に管理して安全を確保する手法。
(Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称)

② 安全・安心に関する情報提供

- 安全・安心な農産物の生産体制の構築に向け、農薬の使用状況等、生産履歴の記帳指導を進めます。
- 放射性物質による農産物汚染への懸念が広がっているため、県産農産物の安全性を証明することができるよう、主要な農産物を対象とした放射性物質検査実施計画に基づく検査を実施し、検査結果を迅速に公表します。
- 国内で生産された牛肉について、その生産、加工、流通、販売までを追跡、遡及できるようにする、牛肉のトレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、関係機関と連携し畜産農家や食肉関連事業者等の指導を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 生産履歴記帳指導	→ 随時	→	→	→	
○ 放射性物質の検査体制の整備	→ 実施	→	→	→	
○ 牛肉トレーサビリティ制度の適正運用に向けた指導	→ 実施	→	→	→	

③ 適正な食品表示の徹底

- JAS法等の関係法令に基づき、関係機関、団体等と連携しながら食品表示制度の啓発、普及や適正表示の指導徹底を図ります。
- 米や米加工品の生産から販売、提供までの各段階を通じ、取引等の記録を作成保存する米トレーサビリティ制度の適正な運用を図るため、米や米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業者(生産者を含む)への指導を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 定期的な調査の実施	→ 4回	→	→	→	
○ 食品表示等の巡回指導	→ 随時	→	→	→	

④ 家畜等の疾病対策と防疫体制の強化

- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザをはじめとする伝染病等の検査や診断を徹底するとともに、万一発生した場合にはマニュアルに基づいたまん延防止対策を迅速に実施します。
- 牛肉の安全確保を図るため、牛海綿状脳症(BSE)の検査を実施するとともに、万一発生した場合には原因究明のための調査や防疫対策の徹底を図ります。
- 畜産農家等の家畜衛生に対する一層の意識啓発を図るため、飼養衛生管理基準の遵守や異常家畜、家さんの早期発見、通報等を内容とする研修会の開催や情報提供等を行います。
- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の万一の発生に対して迅速かつ的確に初動態勢が取れるように、畜産農家の飼養衛生管理状況調査を徹底します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 口蹄疫等の防疫演習の実施	→ 2回	→ 2回	→ 2回	→ 2回	
○ 鳥インフルエンザに係るモニタリング検査等の実施 ※1	→ 700件	→ 700件	→ 700件	→ 700件	
○ BSE検査の実施	→ 24ヶ月齢以上の死亡牛全頭	→	→	→	
○ 家畜衛生対策研修会の開催	→ 1回	→ 1回	→ 1回	→ 1回	
○ 畜産農家の飼養衛生管理状況調査	→ 2回	→ 2回	→ 2回	→ 2回	

※1 モニタリング検査:高病原性鳥インフルエンザの侵入の有無を確認するため、飼養羽数千羽以上の採卵鶏農家6戸を対象に月に一度行う抗体検査及びウイルス検査

⑤ 農薬等の適正使用の推進

- 主要作物の病虫害発生状況調査をもとに、病虫害発生予報(11回/年)、病虫害発生予察注意報(随時)等を発行し、適期防除と農薬適正使用に係る指導啓発を推進します。
- ポジティブリスト制度に対応するため、農業団体等と連携した指導対策会議等により、農薬の適正使用や飛散防止対策を徹底するとともに、主要な農産物の残留農薬調査を実施します。
- 家畜防疫上の衛生指導、動物用医薬品の適正使用の指導、飼料の安全性の検査等を通じて、安全・安心な畜産物の生産を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 適期防除情報等の提供	→ 実施	→	→	→	
○ 農薬の適正使用と飛散防止対策の普及・指導	→ 実施	→	→	→	
○ 残留農薬調査の実施	→ 30検体	→ 30検体	→ 30検体	→ 30検体	
○ 飼料の安全確保に向けた巡回指導	→ 2回	→ 2回	→ 2回	→ 2回	

(3) 食育の推進

食に関する情報の多様化や料理をする機会が減少する中で、健全な食生活に欠かせない正確な知識や判断力を身に付けることが必要となります。また、地域を知り、食への関心を高めるために、地域農業の歴史や役割、文化を理解し、食に感謝する心を養っていく活動が必要です。

このため、学校や保育所、地域における食育の取組を進めるとともに、食育を県民運動として展開します。

① 学校・保育所等での食育の推進

- 学校給食への県産農産物の利用状況を調査するとともに、地域で生産されている学校給食に利用が可能な農産物の情報を提供します。
- 小中学校における学校農園等を利用した児童、生徒の農作物の栽培体験について支援します。
- 児童生徒が地域の食文化を理解し、食に対して感謝する心を育てられるよう、学校における食育活動と連携し、生産者、農業団体等との情報交換を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 県産農産物利用状況調査の実施		→ 利用状況調査		→ 利用状況調査	
○ 学校教育における農業体験学習の促進	→ 4校	→ 4校	→ 4校	→ 4校	
○ 学校における食育活動との連携と情報交換	→ 随時	→	→	→	

② 食育推進体制の整備と県民運動の展開

- 食育推進ボランティアを対象とした研修会等を開催し、その専門性を活かした食育活動の充実を図ります。
- 食育月間に併せた啓発や食育情報の提供、食育推進シンポジウムの開催等を通じて、食育についての県民意識の醸成を図るとともに、家庭、学校、保育所、地域等が連携した取組を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 食育ボランティア研修会等の開催	→ 3回	→ 3回	→ 3回	→ 3回	
○ 食育推進シンポジウムの開催	→ 1回	→ 1回	→ 1回	→ 1回	



5 自然と調和した美しい里づくり

農業は食料を供給する機能のほかに、国土の保全や水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しており、中でも、本県の果樹園を中心とする農村景観は、全国に誇れる美しい農村空間として県民共有の財産となっています。

こうした中、近年、中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加や鳥獣害の拡大等により、多面的機能の発揮に支障を生じる事態が懸念されています。

また、地球温暖化等の環境問題への意識が高まる中、東日本大震災を踏まえ太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用が大きな関心を集めており、農村においても太陽光発電や小水力発電等の導入が進みつつあります。

このため、魅力ある農村資源の保全や再生可能エネルギーの利用推進、耕作放棄地の発生防止、鳥獣害防止対策の強化等、自然と調和した美しい里づくりを進めます。

【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
農地・水保管理共同活動取組面積	ha	—	6,156	7,000
耕作放棄解消累計面積(H20～)	ha	—	545	1,250
獣害防止柵の整備による被害防止面積	ha	—	2,300	3,500

(1) 美しい農村景観保全の推進

農村における過疎化、高齢化、混住化の進行に伴い、農業生産活動の停滞や集落機能の低下が見られることから、食料の安定供給の確保はもとより、農村景観の保全に不可欠な農地や農業用水等の農村資源の適切な管理が必要となっています。

このため、農家のみならず農村地域の住民が一体となった農村資源の管理・保全や、農村環境との調和に配慮した基盤整備を推進します。

また、農業・農村における再生可能エネルギーの利活用の可能性を検討します。

① 農地や農業用水等の維持保全

- 農業生産の基盤となる農地、農業用水等の保全と質的向上を図るため、農業者や地域住民等が参画した地域共同活動組織による資源保全活動を支援します。
- 既設の農道や農業水利施設の長寿命化によるライフサイクルコスト※1の低減を図るため、既存施設の劣化状況等の機能診断を行い、効果的な保全対策を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 農地・水保全管理活動の取組面積の拡大	→ 200ha	→ 210ha	→ 220ha	→ 220ha	関連する数値目標 ・農地・水保全管理共同活動取組面積
○ 農業用施設の機能診断と保全対策の推進	→ 実施	→	→	→	

※1 ライフサイクルコスト: 施設の建設に要する経費及び供用期間中の維持・補修等の経費や、廃棄に要する経費に至るまでの全ての経費の総額

② 環境との調和に配慮した基盤整備

- 農村における生態系や自然環境等に配慮しながら、自然石を利用した施工方法等による農業生産基盤の整備を推進します。
- 伝統的な農業用施設や美しい農村景観の保全、復元、またこれらをつなぐ田園散策道の整備等により、地域の景観特性に配慮した農村整備を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 自然環境や景観に配慮した基盤の整備	→ 4地区	→ 4地区	→ 整備	→	

③ 農業・農村における再生可能エネルギーの活用推進

- 農村地域への太陽光発電や小水力発電等の導入を促進するため、農業用施設における設置可能調査やモデル施設の整備等を進めます。
- 農業分野におけるバイオマス※1や地中熱等の利用に関する先進事例の調査や企業との連携による活用方策の検討を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 太陽光発電、小水力発電施設の整備、支援	→ 整備	→ 支援	→	→	
○ バイオマス等の農業への利用方法の検討	→ 随時	→	→	→	

※1 バイオマス: 再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。

(2) 中山間地域の活性化の推進

本県農地の約6割を占める中山間地域は、農業生産条件が不利なうえ、担い手の高齢化、耕作放棄地の増加、鳥獣害の拡大等が進んでいます。

一方、中山間地域の農業は、国土保全や水源かん養等の多面的機能を有しており、県民生活にとって重要な役割を果たしています。

このため、集落活動により農業生産の維持と多面的機能の発揮を図るとともに、災害防止等の生活環境の整備を推進します。

① 集落機能の強化による多面的機能の確保

- 中山間地域の多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度により、集落協定に基づき継続的に行う農業生産活動等の取組を支援します。
- 中山間ふるさと水と土基金事業により、地域住民活動を推進する人材の育成や施設・農地の利活用、保全整備の取組を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 中山間地域等直接支払制度の取組面積の拡大	→ 90ha	→ 80ha	→ 80ha	→ 80ha	※H22年度の取組面積：3970ha
○ 地域住民活動の取組への支援	→ 推進	→	→	→	

② 農村の生活環境の整備

- 中山間地域を中心として農道や水路等の農業生産基盤、防災安全施設や営農飲雑用水等の農村生活環境基盤の総合的な整備を推進します。
- 災害の未然防止を図るため、ため池等の整備や地すべり防止対策等を実施し、安全・安心な農村地域づくりを推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 生活環境基盤の整備	→ 12地区	→ 11地区	→ 整備	→	
○ 農地等防災事業の実施	→ 14地区	→ 13地区	→ 整備	→	

(3) 耕作放棄地の発生防止と有効活用

本県の耕作放棄地は、中山間地域を中心に、都市近郊や平坦地でも発生が見られるようになっており、農業生産活動に影響を及ぼすとともに、農村景観の維持にも支障を来していることから、耕作放棄地対策の強化が必要です。

このため、国の耕作放棄地解消支援ガイドラインを踏まえて策定した県耕作放棄地再生活用指針に基づき、農業委員会や市町村が行う農地利用状況調査、耕作放棄地全体調査等を踏まえ、地域の状況に応じて、耕作放棄地の発生防止と有効活用に向けて対策を促進します。

① 耕作放棄地対策の計画的な推進

- 県耕作放棄地再生活用指針に基づき、市町村単位で耕作放棄地を一筆ごとに管理する中で、地域の実情に応じた対策を進めます。
- 耕作放棄地の解消に向け、市町村耕作放棄地再生5ヶ年計画に基づき、耕作放棄地の実態調査や解消方策の検討、所有者への指導等、耕作放棄地の活用を図るための取組を支援します。
- 市町村農業委員会が実施する耕作放棄地の所有者等に対する指導業務や、農地利用調整業務等の取組を促進します。
- 市町村段階での耕作放棄地の実態や農家意向に関する情報を取り入れた電子地図情報を活用し、農地情報の共有化を図り、耕作放棄地の利活用を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 県指針に基づく解消事業の推進	→	→	→	→	関連する数値目標 ・耕作放棄解消累計面積
○ 耕作放棄地の調査・所有者等の指導	→	→	→	→	
○ 耕作放棄地電子地図化の推進	→	→	→	→	

② 多様な担い手への利用集積と基盤整備の推進

- 優良農地の中にある耕作放棄地については、認定農業者をはじめ、農業生産法人や農業参入企業等への利用集積を促進し、多様な担い手による耕作放棄地の利用を促進する市町村の取組を支援します。
- 多様な担い手への利用集積を促進するため、耕作放棄地の復元に必要な土地基盤整備や農地利用集積円滑化団体等によるあっせん活動を支援します。
- JA等の農地活用サポートセンターが実施する農地を有効活用するための農作業の受託、農地の一時管理等の取組を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 耕作放棄地の解消面積の拡大	→ 170ha	→ 175ha	→ 180ha	→ 180ha	関連する数値目標 ・耕作放棄解消累計面積
○ 農地の集積や条件整備による耕作放棄地の活用	→ 支援	→	→	→	
○ 基盤整備の推進	→ 12地区	→ 11地区	→ 整備	→	
○ 農地活用サポートセンターの設置推進	→ 1団体	→ 支援	→	→	

③ 耕作放棄地の多様な活用の促進

- 農業生産条件の不利な耕作放棄地の解消に向け、山菜等省力栽培農園や市民農園の開設、家畜の放牧等を推進するほか、企業の社会貢献活動等の場としての利活用を促進します。
- 山間部の急傾斜地等、土地条件が不利な地域で、復元しても農地としての利用の見込みがないものについては、山林への転用も含め農業以外の土地利用を視野に入れた活用を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 市民農園、家畜放牧等による利活用	→ 整備支援	→	→	→	関連する数値目標 ・耕作放棄解消累計面積
○ 企業の社会貢献活動等による利活用	→ 活用推進	→	→	→	
○ 山林転用による利活用	→ 転用指導	→	→	→	

(4) 鳥獣害防止対策の強化

野生鳥獣による農作物の被害は、農業者の生産意欲を減退させ、耕作放棄地が増加する一因となっています。

また、耕作放棄地は、野生鳥獣の隠れ場所にもなることから、被害の拡大に拍車をかけています。

このため、関係団体等で構成する野生鳥獣被害対策連絡協議会で防止対策の総合検討を進めるとともに、生息状況の把握と適正な個体数管理を図りながら、被害防止施設の効果的な導入促進と関係団体及び地域が一体となった防止対策の取組を推進します。

① 地域ぐるみによる防止対策の推進

- 鳥獣害防止技術指導員として養成した県や市町村の職員、JA営農指導員等による鳥獣害防止指導により、地域の被害状況や営農形態に応じた的確な被害防止対策を推進します。
- サルを追い払うよう訓練したモンキードッグの活用やサルの接近を察知する警戒システムを活用する等、地域住民全体で追い払う取組を支援します。
- 被害集落単位での鳥獣害防止対策を推進するため、合意形成等を担う集落リーダーの育成を図り、地域ぐるみで組織的な防止対策を講じます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 研修等による鳥獣害防止技術指導員の養成・資質向上	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・獣害防止柵の整備による被害防止面積
○ サル追払い等の地域ぐるみの取組の推進	→ 支援	→	→	→	
○ 集落リーダーの育成、活動支援	→ 40名	→ 40名	→ 支援	→	

② 効果的な被害防止施設の整備

- 獣害に対する広域的で一体的な防護環境の実現を図るため、獣害防止柵整備計画を策定し、被害状況や景観への配慮等、地域の実情を踏まえた侵入防止柵の計画的な整備と併せ、既存施設の保全管理や機能強化を推進します。
- 点在する農地や山間部の農地等、広域での侵入防止柵の設置が困難な地域においては、多くの種類の野生動物の侵入に対応でき、安価で簡易に設置できる侵入防止柵「獣塀くんライト」の現地実証を進め、普及を推進します。
- 野生鳥獣の生息状況や行動範囲の把握等の調査研究成果を地域の被害防止対策に有効に活用します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 獣害防止柵整備計画の策定・推進	→ 策定・推進	→	→	→	関連する数値目標 ・獣害防止柵の整備による被害防止面積
○ 電気柵等の鳥獣害防止施設の整備	→ 67km	→ 68km	→ 70km	→ 70km	
○ 被害防止対策の研究開発・普及	→ 随時	→	→	→	

③ 適正な個体数の管理

- ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを対象に特定鳥獣保護管理計画※1に基づき、計画的な管理捕獲の実施による適正な個体数管理を図ることと併せ、市町村鳥獣害対策協議会が行う捕獲器具等の導入に対し支援します。また、ツキノワグマ保護管理指針に基づく農業被害対策を推進します。
- 鳥獣捕獲従事者を育成するため開催される技術講習会への参加を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 管理捕獲、市町村鳥獣害対策協議会への支援	→ 26市町村	→ 26市町村	→ 26市町村	→ 26市町村	
○ 技術講習会への参加支援	→ 随時	→	→	→	

※1 特定鳥獣保護管理計画：地域的に著しく増加または減少し、計画的な保護管理が必要な鳥獣の個体数管理、生息環境管理、被害防除対策を総合的・継続的に推進する計画



6 観光と連携したふれあいの里づくり

本県は、東京圏に近い有利な立地条件や富士山、南アルプス連峰、奥秩父山塊等の山々に囲まれた豊かな自然に恵まれ、多くの観光客が訪れています。また、ももやぶどうに代表される多彩な農産物、果樹園等が織りなす四季折々の農村景観は、貴重な観光資源となっています。

長引く経済不況等の影響を受け、本県を訪れる観光客は伸び悩んでいます。都市住民の中では、農林業等の生産活動について学び、交流や体験を行うグリーンツーリズム等、地域の資源を活用したニューツーリズムに着目するとともに、農村地域への定住等に願望を持つ人が多くなっています。

こうした中で、本県の農村の活性化を図るには、山梨特有の農村景観や食文化、伝統等の地域資源を十分に活かした、都市と農村の交流や地域づくりが必要です。

このため、地域住民や農業者が一体となった都市農村交流の推進、魅力ある交流拠点の整備と農村情報の発信等、観光と連携したふれあいの里づくりを進めます。

【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
主要な交流施設の利用者数	千人	4,780	4,875	5,000
主要な交流施設における農業・農村体験者数	千人	160	233	250
企業の農園づくり等の農業・農村体験の受入地区数	地区	—	10	50

(1) 都市農村交流の推進

持続的な都市農村交流を進めるためには、地域資源を活用した魅力ある体験メニューの提供が必要です。

このため、富士の国やまなし農村休暇邑協会と連携し、受入れ体制を強化するため、体験メニューの開発等、都市と農村との交流活動の橋渡し役を担う地域コーディネーターを育成するとともに、地域が主体的に活動できるような受け皿づくりを進め、農村文化や郷土食等、農村資源を活用した多彩な体験メニューの提供等を推進します。

① 地域資源や食材の活用

- 伝統野菜、完熟もも等の地域特産物を観光客に提供する仕組みづくりや、優れた農村景観、農村文化、食材の開発、加工施設の整備等に関する支援を行うとともに、地域住民が一体となった交流プログラムの開発を促進します。
- 地域特産物を活用した加工品開発等を促進するため、専門家による加工方法や商品化等のアドバイスを行うとともに、パッケージや販促資材の開発等、流通・販売に関する支援を行います。

- 捕獲したニホンジカ等を貴重な食肉資源(ジビエ※1)として有効活用する取組を支援するため、関係者間の連携を促進するとともに、捕獲から流通・加工の安全性を確保するための指導を実施します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 地域資源の発掘、活用	→	→	→	→	
	資源の掘り起こし支援				
○ 地域特産物を活用した加工 品開発支援	→	→	→	→	
	支援				
○ ジビエの活用促進に向けた 市町村等への指導・助言	→	→	→	→	
	支援				

※1 ジビエ:狩猟の対象となり食用とする野生の鳥獣またはその肉

② 多彩な体験メニューの提供

- 農業・農村を社会貢献や社員教育、福利厚生の場として活用しようとする企業の取組(企業の農園づくり)を支援するため、企業を受け入れる農村地域の育成やマッチングを推進します。
- 都市住民等が参加し、JAや農家と一体となって醸造用甲州種の栽培に携わられる仕組みづくりを推進します。
- 山梨の特性を活かしたグリーンツーリズムを創出し、日帰り型から滞在型までの多彩な体験メニューを提供できるよう、富士の国やまなし農村休暇邑協会による交流体験ツアーのプログラムづくり等を支援します。
- 小中学校の農業体験等を組み込んだ多様な体験型教育旅行に対応するため、農村体験メニューづくりや農家体験民宿の開業を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 企業・農村地域へのア プローチとマッチング	→	→	→	→	関連する数値目標 ・企業の農園づくり 等の農業農村体験 の受入地区数 ・主要な交流施設 の利用者数 ・主要な交流施設 における農業・農 村体験者数
	随時				
○ 交流体験ツアーのプログラ ムの開発、実施支援	→	→	→	→	
	4企画	4企画	支援		
○ 体験メニュー集の作成、メ ニュー充実への支援	→	→	→	→	
	情報提供等				
○ 農家体験民宿の開業等へ の支援	→	→	→	→	
	支援				

③ 観光農業に適した作目・品種、栽培方法等の導入推進

- 地域特産物を新たな観光資源として利用する取組や観光に適した作目・品種、栽培方法等の導入について技術支援を進めます。
- 標高差を利用した産地間リレーや地域内の複数品目の組み合わせ等、長期間の集客を可能とする取組を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 観光に適した品目導入や技術支援	→	→	→	→	
	随時				
○ 収穫体験の長期化のための情報提供、技術支援	→	→	→	→	
	随時				

(2) 交流拠点等の整備と農村情報の発信

近年、都市住民を中心にゆとりややすらぎへの願望、健康志向の高まりから、農山村での滞在や体験活動を求める動きが出ており、こうしたニーズに対応することが必要です。

このため、交流拠点施設及びアクセス道路等を整備するとともに、県内外への農村情報の発信等を推進します。

① 魅力ある交流施設等の整備

- 農山村地域における都市と農村の交流を促進するため、農村景観や自然環境の保全に向けた取組を進めます。
- 農業に親しむ場を提供するため、市民農園、農家体験民宿、加工体験施設等の整備を支援するとともに、耕作放棄地等の有効活用に向けた取組を推進します。
- 二地域居住や定住を志向する都市住民のニーズに対応するため、滞在型の市民農園(クライנגアルテン)や集落道、給水・排水施設等の整備を支援します。
- 農村地域へのアクセス道路等の整備を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 地域間交流拠点等の整備	→	→	→	→	関連する数値目標 ・主要な交流施設の利用者数
	3地区	支援			
○ アクセス道路等の整備	→	→	→	→	
	8箇所	6箇所	整備		

② 農村情報の県内外への発信

- 直売所や交流施設などの農村地域の情報を、県のホームページをはじめ、富士の国やまなし農村休暇邑協会のパンフレット、旅行代理店への誘客促進活動等を通じて、県内外に向けて積極的に発信します。
- 二地域居住の促進により、本県の交流・定住人口の増加を図るため、官民協働で行う首都圏等での相談会の開催や本県での暮らし(やまなしライフ)に関する情報提供等の支援を通じ、田舎暮らしに関する情報を発信します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 県ホームページ等による農村地域情報の発信	→	→	→	→	
随時					
○ ガイドブックやホームページへの農業・農村情報の提供	→	→	→	→	
随時					
○ 農業・農村情報の提供による甲斐適生活相談会等の開催への支援	→	→	→	→	
随時					

